平成 3 年 12 月 3 日 訓 令 第 2 号

改正

令和5年3月29日訓令第1号

(趣旨)

第1条 藤井寺市柏原市学校給食組合職員の表彰に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(表彰)

- 第2条 次の各号に該当する者は、管理者がこれを表彰する。
  - (1) 本組合に20年以上勤務した者で、その間日常の事務、事業に精励し、勤務成績が良好と認められる者
  - (2) 前号に定めるもののほか、特に管理者が表彰することを適当と認めた者 (表彰の方法)
- 第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

(表彰の上申)

第4条 所属長は、この規程により表彰すべき者があると認めるときは、調査報告書その他参考となる資料 を付けて事務局長に提出するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、必要に応じ随時行うことができる。

(死亡した者の表彰)

- 第6条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、生前の日にさかのぼってこれを表彰する。 (欠格条項)
- 第7条 懲戒処分を受けたときから、2年を経過しない者については、表彰を受けることができない。 (在職期間の計算)
- 第8条 第2条第1号に規定する在職期間は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 期間計算は、毎年12月末日現在によるものとする。
  - (2) 本組合の職員を退職し、再び本組合の職員として在職した期間は、これを通算する。
  - (3) 休職中の期間は、その2分の1を在職期間として計算する。
  - (4) 停職中の期間は、在職期間から除算する。

(その他の事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則(令和5年3月29日訓令第1号)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。